

国民健康保険税の納税 通知書をお送りします

平成28年度国民健康保険税の納税通知書を7月中旬、世帯主（納税義務者）あてに送付します。

▽平成28年度改正点
【普通徴収における期別税額を百円単位に変更】

普通徴収における期別税額を千円単位から百円単位に変更します。これにより、納期ごとの納付額が標準化され納めやすくなります。

【課税限度額が変更】

医療保険分は52万円から54万円に、後期高齢者支援金分は17万円から19万円に保険税の上限度額が変更になります。

【軽減措置の対象が拡大】

所得が少ない世帯には、世帯の所得や人数に応じて均等割額および平等割額の軽減措置がありますが、軽減判定基準の変更により、軽減対象者が拡大されます。該当する世帯は納税通知書に記載されます。なお、

所得の申告（確定申告や町

区分	平成28年度 国民健康保険税 税率表		
	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割	4.85%	1.36%	1.29%
資産割	9.00%	2.00%	3.30%
被保険者均等割 (加入者1人につき)	28,500円	7,800円	9,800円
世帯別平等割 (1世帯につき)	22,500円	6,100円	5,200円
課税限度額 (1世帯あたり)	※540,000円	※190,000円	160,000円

※平成28年度改正

町民課課 ☎ 820・5603

国民年金で免除された 保険料の追納について

老齢・障害・遺族の各基礎年金の受給に際しては、国民年金保険料の免除を受けた期間も保険料を全額納めた期間を含めて受給資格期間が算定されます。

ただし、老齢基礎年金の年金額では、保険料を全額納めたときの一に対して、全額免除期間は二分の一、四分の三免除期間は八分の五、半額免除期間は八分の六、四分の一免除期間は八分の七で計算されます（注）。

また、学生納付特例と若年者納付猶予によって全額免除・猶予された期間は、老齢基礎年金の年金額には反映されないカラ期間になってしまいます。

そこで、これらの免除期間については、後でゆとりができたときに、10年以内であれば保険料を追納して満額の老齢基礎年金に近づけることができます。ただし、免除などの承認

所得の申告（確定申告や町民税などの申告）をしていないなど、所得が不明の場合は、所得が一定基準より少ない世帯であっても軽減措置が受けられません。▽非自発的失業者などの軽減・減免についての相談
倒産・解雇・雇止めなど自己都合ではない理由による失業者（雇用保険の特定受給資格者および特定理由資格者）などの軽減や減免などについては税務課までご相談ください。

町民課課 ☎ 820・5603

国民健康保険 高齢受給者証について

70歳になると、病院の窓口で支払う、自己負担額が「高齢受給者証」の提示により変わります。

対象となる期間は70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の人はその月）から75歳になるまでです。また、既に70歳となられた人に現在発行している

「高齢受給者証」の有効期限は7月31日(日)です。

新しい受給者証は、平成27年中の収入などをもとに一部負担金の割合を再判定し、7月末までに郵送でお届けします。

8月になって新しい受給者証が届かない場合は、住民課までご連絡ください。

町民課課 ☎ 820・5604

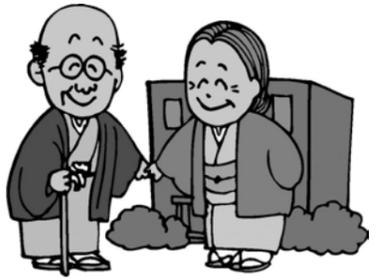
後期高齢者医療被保険者証 （保険証）が新しくなります

8月1日(月)から、後期高齢者医療の被保険者に新しい保険証（橙色）を交付します。

8月1日以降に病院に行くときには、必ず新しい保険証をご提示ください。

なお、保険証は7月末までに、広島県後期高齢者医療広域連合から郵送でお届けします。8月になって保険証がお手元に届かない場合は、住民課までご連絡ください。

町民課課 ☎ 820・5604



国民健康保険・後期高齢者医療保険「限度額適用認定証」（更新）について
医療機関窓口（入院・外来）での支払いは、「限度額適用認定証」を提示すれば、決められた自己負担額までとなります。
現在発行している「限度額適用認定証」の有効期限は7月31日(日)です。既に証を持っている人には7月中旬に申請書を郵送でお届けしますので、引き続き交付を希望される人は再度申請してください。また、新たに希望される人は、住民課で申請してください。
なお、後期高齢者医療保険で「限度額適用認定証」をお持ちの人は、自動更新となりますので、手続きは不要です。
町民課課 ☎ 820・5604

月下旬ごろ郵送します。（※更新手続きは不要です。）
なお、資格要件により停止となる人については別途通知します。

また、今まで所得制限などにより停止となっていた人も、平成28年度の受給者証（8月1日から有効）については、平成27年中の所得状況に応じて交付が可能となる場合があります。受給資格がある人は、交付申請の手続きを行ってください。

▽手続きに必要なもの：印鑑・健康保険証（65歳以上の人は後期高齢者医療被保険者証）・身体障害者手帳または療育手帳

町民課課 ☎ 820・5604

重度心身障害者医療費 受給者証が新しくなります

現在使用されている受給者証の有効期限は7月31日までとなっています。8月1日以降も引き続き資格がある人には新しい受給者証を7

対象者	
身体障害者手帳	1・2・3級所持者
療育手帳	Ⓐ・A・Ⓑ所持者
利用者負担：1医療機関につき、200円/日 (通院月4日、入院月14日まで)	

※所得が一定以上あるときは該当しない場合があります。

町民課課 ☎ 820・5635

子育て支援センター エンゼル通信



●子育て支援センターの主な予定（いずれも11:30に終了）

実施日	開始時間	行事（講師・敬称略）
19日(火)	10:30	子育て懇談会（金澤綾子）
22日(金)	9:30	わくわくキッズ
29日(金)	11:00	7月生まれのお誕生会
8月2日(火)	9:30	ふわふわベビー（11カ月までの乳児・妊婦）
8月3日(水)	10:30	子育てなるほど講座「夏のスキンケア」

●パステルルーム

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。
※パステルルーム開催日に西部地域健康センター内子育て支援センターでも「おひさまルーム」を行います。

実施日	開始時間	場 所
12日(火)	10:00	東部地域健康センター（要申込）
21日(木)	9:30	中央ふれあい館
8月9日(火)	10:00	東部地域健康センター（要申込）

※東部地域健康センターでは親子ふれあい体操を行います。

●おひさまルーム

上記日程以外の日の9:30~11:30

●ほっとるーむ（月～金曜日13:00～15:30）

※第3水曜日のみほっとるーむベビー（11カ月までの乳児対象）

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

●「うたとおはなしの広場」(第1・3金曜日14:30~15:00)

絵本の読み聞かせや季節の歌、作って遊べる簡単工作もあります。

●「パパとおひさま」(毎月第2土曜日) 9:30~11:30

※8月は第1土曜日(8月6日)に変更しています

パパも「おひさま」デビューしてみませんか?もちろん、ママとお

こさん、おじいちゃんおばあちゃんや里帰りの親子さんもOK!

●水遊びをしよう!!

テラスにビニールプールを出してみんなで水遊びをしよう!!

日 時：7/25(月)・27(水)・28(木)

8/1(月)・4(木)・5(金)・8(月)・10(水) いずれも10:00~11:00

(同日に室内で「おひさまルーム」も行っていきます)

持参物：洗ってあるパンツ、または水着

タオル2枚(ハンドタオル1枚・バスタオル1枚)

※おむつのはずれていないお子さんは、プールの周りでの水遊びのみとなります。雨天、曇りの場合は中止します。

※いずれの事業も変更する場合があります。

※子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター

(西部地域健康センター内) ☎ 820-5502 ☒ 820-5503

開設日時（※年末年始、祝日除）：月～金曜日9:30～17:00

第2土曜日9:30～11:30

〈子育て相談 月～金曜日 13:00～17:00〉

STOP9 わが家の「ケータイルール」

夜9時以降、児童生徒はテレビゲーム・スマホをやめて、十分な睡眠を取りましょう。毎朝欠かさず朝食を食べ、基本的な生活習慣を身に付けましょう。

ひだまりサロン情報

▼障害のある人やご家族が集うサロンを毎月開設しています。
☎7月14日(木)9:30~11:30 福ひまわりくらぶ(川角四丁目28番7号)

☑利用料 無料(飲料、材料などは実費) 町民課 ☎ 820-5635